

生第2432号  
疾第5675号  
令和7年11月20日

総務部教育課長  
県民生活部県民躍動課長  
福祉部地域福祉課長  
〃 障害福祉課長  
〃 高齢政策課長  
〃 こども政策課長  
〃 児童家庭課長  
保健医療部医務課長  
〃 健康増進課長  
農林水産部総合農政課長  
〃 水産漁港課長  
病院局管理課長  
教育委員会事務局体育保健課長  
〃 教職員人事課長

様

保健医療部生活衛生課長  
保健医療部疾病対策課長

### 感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスによる 感染症及び食中毒の予防啓発について

感染性胃腸炎については、例年12月から3月頃にかけて特に発生が多く、この時期に発生する感染性胃腸炎については、ノロウイルスによる感染症や食中毒が主要な原因になっています。

については、ノロウイルスによる感染症及び食中毒の発生を予防するため、貴課管轄施設等の関係者に対し、下記事項についての注意喚起をお願いします。

#### 記

##### 1 一般的注意事項

- (1) 食事前、用便後は、必ず、石けんを用いて十分に手を洗うこと。
- (2) 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、用便後の手洗いを徹底すること。また、手洗いに際しては、タオルの共用を避けること。
- (3) 下痢等をしている者の着替え等の介助をした際は、手洗い等を徹底すること。
- (4) 便や吐物を処理する際は、使い捨て手袋等を用いて直接手で触れることのないようにすること。吐物等が飛散しないよう注意しながら、高濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて適切に処理すること。また、その使用に当たっては、誤飲等に注意すること。

なお、アルコール及び逆性石けんでは、十分な効果を期待できないため、使用しないこと。

- (5) ノロウイルスは、通常、発症後1～3日で回復するが、下痢、嘔吐による脱水症状を起こすことがあるため、早めに医師の診察を受けること。

(6) 施設内で感染性胃腸炎の流行が見られた場合は、(参考4)を参照し、最寄の健康福祉事務所（保健所）に届出すること。

## 2 調理等の際の注意事項

- (1) 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、症状がなくなるまでは調理に従事しないこと。また、家族に同様の症状がある場合においても同様の感染を疑い、自らの感染防止等に留意すること。
- (2) 調理前の手洗いは、石けんを用いて時間をかけて十分に行うこと。
- (3) 未加熱で提供する野菜や果物は、次亜塩素酸ナトリウム（100mg/Lで10分間又は200 mg/Lで5分間浸漬）又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水（きのこ類を除く。）、亜塩素酸ナトリウム溶液（生食用野菜に限る。）、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液で消毒し、流水で十分にすすぐこと。（これらの消毒剤の使用に当たっては、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。）
- (4) 調理品の盛り付けを行う際は、(2)と同様に十分な手洗いを行うこと。また、盛り付け専用の箸や使い捨て手袋等を用いることが望ましい。

### （参考）

#### 1 兵庫県ホームページ

- (1) 「ノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/documents/noro-3.pdf>
- (2) 「ノロウイルスによる食中毒について」  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw14/hw14\\_000000035.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw14/hw14_000000035.html)

#### 2 厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

#### 3 平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（最終改正：令和5年4月28日付けこ成総第18号、こ支総第9号、健発0428第3号、生食発0428第8号、社援発0428第18号、障発0428第1号、老発0428第9号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092967.pdf>

#### 4 ノロウイルス感染予防リーフレット

【連絡先】
保健医療部
生活衛生課 食の安全安心推進班
文書主任：夫津木 担当：金城
疾病対策課 感染症対策推進班
文書主任：濱田 担当：藤井
TEL (078)-341-7711 (代表)
(生活衛生課内線 79322 疾病対策課内線 79329)